

11-12 パワーハラスメント

## パワーハラスメント



**パワハラ  
の  
定義**

**職場において**

**職務上の地位や影響力に基づき**

**相手の人格や尊厳を侵害する言動を行うことにより**

**その人や周囲の人に身体的・精神的な苦痛を与え、その就業環境を悪化させること**

**事例**

**例えば**

- 1 上司の指示・意向により、特定の人を無視する。
- 2 「存在が目障りだ、居ただけでみんなが迷惑している。お願いだから消えてくれ」などの言動で相手の人格や尊厳を侵害する。
- 3 大声で怒鳴る、ゴミ箱をける、机をたたき灰皿を投げる。
- 4 同僚へのパワハラが他の同僚の面前で行われるため、他の同僚も、次は自分が標的になるのではないかと委縮する。

これは該当しない

- 1 たびたび遅刻する社員に対し、皆の前で叱責する
- 2 成績の悪かった社員に対し、相応の悪い評価をつけて成績向上をうながす。

(21世紀職業財団「職場におけるパワーハラスメントの防止のために」を参照いたしました)

### パワーハラスメント

現在、パワーハラスメントに関する特別規定は制定されていない。ただし、行為の内容によっては刑事・民事上の責任が生じ得るものである。

労働局における総合労働相談のうち民事上の相談件数に占める「いじめ・嫌がらせ」の割合は平成23年には全体の15.1%となっており、年々増加の傾向にある。法規定ではないが、平成23.12.26改訂された精神障害にかかる労働認定基準「評価表」（ひどい嫌がらせ、いじめ又は暴行を受けた）において、精神的負荷の強度Ⅲに位置づけられている。

パワーハラスメントは、一般の職務遂行行為から或いはその延長上から派生する傾向にあり、企業にとって、職場環境への配慮義務の履行の観点から対応を迫られている状況にある。

### 定義

パワーハラスメントの定義は、「職場において、職務上の地位や影響力に基づき、相手の人格や尊厳を侵害する言動を行うことにより、その人や周囲の人に身体的・精神的な苦痛を与え、その就業環境を悪化させること」（21世紀職業財団）。法律上の定義ではないが、妥当な定義であると思われる。